

後援名義使用許可申請について

常総市観光物産協会では、観光の振興に寄与する事業に対し、「常総市観光物産協会」の後援名義使用を許可しています。事前の申請が必要になりますので、必要書類を添えて申請してください。

ただし、後援は、協会が事業の趣旨に賛同するもので、経費・事務・人的負担をするものではありません。

◎許可基準

1. 公共の福祉に寄与すること
2. 主催者の存在が明確であること
3. 広く一般市民を対象としていること
4. 宗教活動・政治活動以外のものであること
5. 入場料・参加費は、運営に必要とする経費内で営利を目的とした費用を徴しないこと
6. 開催場所が、公衆衛生・災害防止について十分な設備及び設置が講ぜられていること
7. その他会長が必要と認める事項を充足していること

◎申請方法

事業開催の1月前までに、下記の書類を提出してください。

- ① 常総市観光物産協会後援名義使用許可申請書
- ② 事業に関する資料（要項・パンフレットなど）

※後援名義使用を許可するときは、申請者に許可書を交付します。

◎その他

1. ポスターやチラシを作成する場合は、問い合わせ先を明記してください。
2. 事業終了後は、下記の書類を提出してください。
 - ①常総市観光物産協会後援事業実施報告書※入場料を徴した場合は、決算書の提出を求めることがあります。
3. 事業が変更・中止になったときは、その旨を速やかに連絡してください。